

順天堂大学 AI インキュベーションファーム
JASTAR (Juntendo Univ. AI Incubation Farm MedTec Startup acceleration project)
規約

本規約は、順天堂大学 AI インキュベーションファームが実施するスタートアップ支援プロジェクトである「JASTAR (Juntendo Univ. AI Incubation Farm MedTec Startup acceleration project)」(以下「本プログラム」といいます。)に応募・参加する条件を定めるものです。本プログラムへの応募・参加は、応募・参加する者(以下「応募・参加者」といいます。)が本規約の内容を遵守することを条件としており、応募・参加者は、本プログラムへの応募・参加をもって、本規約の内容を理解し、同意したものとみなします。なお、本規約の内容は、今後、応募・参加者が、本プログラムに関連して、順天堂大学、関係機関又は協賛企業との間で締結する一切の契約に適用されます。

第1条 (本プログラムへの応募)

- 1 本プログラムへの参加を希望する場合、本規約及び「JASTAR 募集要項」に同意の上、必要事項を記載した申請用紙及び添付資料を、順天堂大学 AI インキュベーションファームに提出してください。
- 2 前項に基づき提出された申請用紙及び添付資料の写しは、本プログラムに参加する企業の審査・選定のため、支援関係者(順天堂大学の役職員・順天堂大学や応募・参加者に対する助言、指導又は講義等により本プログラムの実施に協力する関係者及び関係機関をいいます。以下同じです。)に共有されます。
- 3 申請用紙及び添付資料に、ソースコードやその他事業の核となる技術情報等の秘匿性の高い情報、第三者が知的所有権等の権利を有し、法的に保護されているアイデアや技術、製品等に関する情報を記載しないでください。
- 4 支援関係者による審査・選定の結果、本プログラムに参加する企業として採択された場合、本プログラムに参加することができます。
- 5 応募にかかる費用は全て応募・参加者の負担となります。

第2条 (イベント等への参加)

- 1 応募・参加者は、順天堂大学本郷・お茶の水キャンパスで開催する次に掲げるイベント等に必ず現地で参加することとします。
 - (1) 最終面接
 - (2) 初回デモデイ
 - (3) 最終デモデイリハーサル
 - (4) 最終デモデイ

2 応募・参加者は、順天堂大学本郷・お茶の水キャンパスで開催する次に掲げるイベント等に原則として参加することとします。

- (1) 講義
- (2) 交流会

3 応募・参加者は、次に掲げるイベント等に可能な限り参加することとし、イベント等の当日に参加できない場合は、順天堂大学がアーカイブ配信する動画を視聴することとします。

- (1) オンラインでの講義

4 イベント等への参加に要する交通費、宿泊費、食費等の費用は、全て応募・参加者の負担となります。

第3条（応募・参加者の義務）

1 応募・参加者は、前条第2項及び第3項に定めるイベント等の当日に参加できない場合、事前に順天堂大学 AI インキュベーションファームに通知するものとします。

2 応募・参加者は、申請用紙及び添付資料に記載した情報に変更があった場合、速やかに順天堂大学 AI インキュベーションファームに通知するものとします。

3 応募・参加者は、本プログラムへの応募・参加に当たって、次のいずれかに定める行為又はこれらに該当するおそれのある行為をしないものとします。

- (1) 第三者の肖像権、人格権、知的財産権等その他の権利利益を不当に侵害する行為
- (2) 他の応募・参加者、支援関係者その他本プログラムの関係者を誹謗中傷し、運営を妨げ、又は名誉・信用を毀損する行為
- (3) 政治活動、選挙活動、宗教活動又はそれらに類する行為
- (4) 犯罪行為、法令違反行為又は公序良俗に反する行為
- (5) その他、順天堂大学 AI インキュベーションファームが不相当と判断する行為

4 応募・参加者は、第三者との間で紛争が生じた場合、自己の責任及び負担において当該紛争を解決するものとし、支援関係者には一切の迷惑をかけないものとします。

第4条（発表・議論）

1 第2条に定めるイベント等には、本プログラムの趣旨に協賛する VC、銀行等の第三者が出席することがあります。

2 第2条に定めるイベント等における発表や議論の様子は、写真及びビデオで撮影され、支援関係者のホームページに掲載され、また、順天堂大学が事後に制作する報告書等の資料に掲載されることがあります。

3 応募・参加者は、第2条に定めるイベント等における発表や議論において、事業の核となる技術情報等の秘匿性の高い情報が含まれ、前項に定めるホームページ又は報告書等の資料に当該情報が掲載されることを希望しない場合、速やかに順天堂大学へ申し出る

こととします。

第5条（成果報告書）

応募・参加者は、本プログラム終了後、3ヶ月以内に、成果報告書を提出することとします。

第6条（技術的成果の取扱い）

応募・参加者は、本プログラムに基づいて発明、考案、意匠、著作物、ノウハウ等の技術的成果（特許権その他の知的財産権の取得が可能であるか否かを問わない。）が生じたときは、直ちに順天堂大学 AI インキュベーションファームに通知するものとし、権利の帰属、取扱い等について別途協議の上、決定することとします。

第7条（秘密保持）

- 1 応募・参加者は、本プログラムに関連して支援関係者又は他の応募・参加者（以下総称して「本プログラム関係者」といいます。）より開示若しくは提供を受け、又は知り得た技術上及び営業上の一切の情報（順天堂大学が有する医療情報を除き、以下「本秘密情報」といいます。）について、秘密として厳重かつ適正に取り扱わなければならないが、本プログラムへの参加に必要な限度で利用することとし、本プログラムの目的以外の目的で利用し、第三者に開示・漏洩しないものとします。
- 2 応募・参加者は、本プログラム関係者より開示を受けた情報に関する秘密を、自己の役員及び職員に開示する場合は、本プログラムへの参加に必要な最小限度の範囲で開示するものとし、開示を受けた役員及び従業員に対し、その所属を離れた後も含め、応募・参加者が負う秘密保持義務と同等の義務を負わせるものとします。
- 3 応募・参加者は、本プログラムが終了した場合、直ちに本秘密情報の全てを、保管のためのみの複製1部を除いて、本プログラム関係者の指示に従って返却又は破棄します。
- 4 順天堂大学が有する医療情報の取扱いについては、別途、合意により定めることとします。

第8条（採択の取消等）

- 1 応募・参加者は、不正行為やその他の不適切な行為は行わず、また他者による不正行為の防止に努めることとします。
- 2 応募・参加者が本規約に違反する行為又は不正行為を行うなど、順天堂大学がスタートアップ支援を継続できないと判断した場合、本プログラムにおける採択が取り消されることがあります。
- 3 前項に基づき、本プログラムにおける採択が取り消された場合、順天堂大学は、何らの催告なしに直ちに応募・参加者との契約を解除することができ、応募・参加者は、何ら異議を述べることはできません。

第9条（連絡先情報の利用）

順天堂大学は、応募・参加者が申請用紙及び添付書類に記載した応募・参加者の連絡先情報を、本プログラムの遂行に必要な連絡、また、本プログラムに関連するイベント等の案内を送付する目的で利用します。

第10条（非保証）

- 1 支援関係者が提供する情報（医療情報、講義内容等）に正確性や完全性等について何らかの不備があった場合でも、支援関係者は、契約不適合責任を含む一切の責任を負いません。
- 2 本プログラムは、応募・参加者が実施する研究、製品開発等及びこれらの実施計画その他の成果の完成を保証するものではありません。

第11条（損害賠償）

支援関係者は、本プログラムに関し、債務不履行責任、不法行為責任等、名目の如何を問わず、応募・参加者に対する損害賠償責任を負いません。但し、支援関係者に故意又は重過失が認められる場合はこの限りではありません。

第12条（反社会的勢力の排除）

応募・参加者は、自社又は自社の役職員が、暴力団、暴力団構成員、暴力団準構成員、暴力団でなくなった時から5年を経過しないもの、暴力団関係企業、総会屋、社会運動標ぼうゴロ、政治活動標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団、その他これらに準ずる反社会的な集団又は個人等（以下「反社会的勢力」といいます。）に該当しないこと、および次の各号に該当しないことを表明し、かつ、将来にわたっても該当しないことを誓約します。

- （1）反社会的勢力が経営を支配していると認められる関係を有すること
- （2）反社会的勢力が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
- （3）自社、自己もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に反社会的勢力を利用していると認められる関係を有すること
- （4）反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
- （5）役員または経営に実質的に関与している者が反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有すること
- （6）自ら又は第三者を利用して、詐術、暴力的な要求行為、脅迫的な言辞を用いる行為、不当要求行為、業務を妨害する行為、名誉や信用等を棄損する行為等を行わないこと

第13条（地位の譲渡等の禁止）

応募・参加者は、本プログラムにおける権利又は義務の全部又は一部を、第三者に譲渡、移転、担保権の設定その他の方法により処分してはならないものとします。